



速度取締り指針

令和6年4月

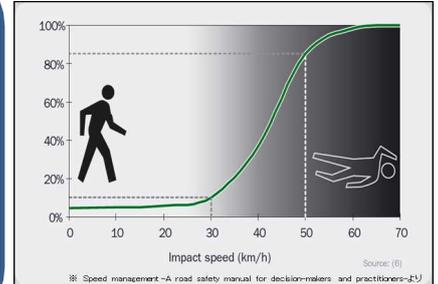
伊勢崎警察署

伊勢崎警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道354号	7:00~9:00	伊勢崎市全域	60km/h

上記路線のほか、(主)藤岡大胡線、(国)50号等交通事故発生件数が多い路線を中心に指導取締りを実施します。

※ 重点路線・時間帯については、事故発生状況により変更する場合があります。



衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者が死亡する率が急激に上昇します。

重点路線等における交通事故発生実態



図の解説

伊勢崎警察署の管内をピンク色で表示しています。

×は令和5年中に発生した死亡事故の発生場所です。

×は令和5年中に発生した重傷事故の発生場所です。

分析結果

管内では、幹線道路を中心に死亡事故、市内中心に重傷事故の発生が多い傾向となっています。

また、幹線道路等は、事故件数が多いが、幹線道路外での市町村道における重傷事故の比率が極めて高い傾向です。

さらに、死亡事故3件のうち2件が夜間の事故であり、他1件についても薄暮時間帯の歩行者が関係する事故となっています。

重傷事故は、横断歩行中の歩行者が関連する事故、交差点における出会い頭事故の比率が極めて高い傾向となっています。

重点路線に対する主な交通指導取締り方法

- 速度取締りと連動し、シートベルト等及び携帯電話使用等の指導取締りを実施します。
- 交通事故発生時間帯に即した交通指導取締りや街頭監視、パトカーによる警戒活動を実施します。

その他の交通指導取締り

- 緑町・本町を中心とした飲食店街における飲酒取締りを実施します。
- 通学路の通学・下校時間帯における通行禁止違反、横断歩行者妨害等の取締りを継続的に実施します。
- 管内の自転車事故抑止のため、自転車による道路交通法違反の取締りを実施します。